○長門市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱運用要領

|  |
| --- |
| (平成17年3月22日要領第21号) |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成24年4月1日要領第6号 | 平成30年4月1日要領第12号 | | 令和3年3月22日要領第13号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要領は、長門市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成17年長門市告示第65号。以下「要綱」という。)の運用において、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地域)

第2条　要綱第3条中、市長が特に認めたものとは、次の各号のいずれかに該当し、当分の間公共下水道の整備が見込まれない地域とする。

(1)　河川区域であり、河川法の占用許可が得られない地域

(2)　私道の使用の承諾が得られない地域

(3)　低地で個人ポンプの設置が必要など、地理的条件により整備が困難な地域

(4)　家屋が点在しており、投資効果が極めて低い地域

(補助金の交付)

第3条　販売の目的で建築された浄化槽付住宅については、その住宅を住居の目的で購入する者(以下「購入者」という。)に代わって建築者が補助対象者となることができる。この場合において、建築者は購入者に代わり、申請者としてあらかじめ要綱第7条の規定に基づき補助金交付申請をしなければならない。

(補助対象者の変更届)

第4条　前条の規定により、購入者に代わり補助金交付申請を行った建築者から住宅を購入した者は、速やかに購入者と建築者との関係を示す書類を添えて補助対象者変更届(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の届出を受け取った後、実績報告がなされていないときにあっては、要綱第8条による交付決定通知を、補助金交付額の確定通知がなされていないときにあっては要綱第12条による交付額の確定通知を購入者に対し行うものとする。

(必要書類)

第5条　要綱第7条第7号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1)　設置される浄化槽が所要の性能を有するものであることを証する財団法人日本建築センターの評定印のある性能評定シートの写し

(2)　工事工程表

(3)　工事を行う浄化槽設備士の免状の写し

(4)　補助金の交付を受けようとする者が浄化槽の維持管理と苦情発生時において、万全の措置をとることを誓約する書面(別記様式第2号)

(5)　要綱第3条ただし書きに定める地域の者は、第2条に該当することを証する書類(別記様式第3号)

(現場確認)

第6条　要綱第10条に規定する設置工事の施工状況の現場確認を行わない場合においては、当該確認は、実地に監督した浄化槽設備士が証したチェックリスト(別記様式第4号)をもって代えるものとする。この場合において市長は、あらかじめ補助対象者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条　要綱第11条第1号に規定する浄化槽設置工事の状況を示す写真は、次に掲げるものとする。

(1)　設置工事の位置を証する写真

(2)　浄化槽設備士が実地に工事を監督していることを証する写真

(3)　基礎工事の状況を示す写真

(4)　設置する浄化槽を基礎の上に降ろした写真

(5)　浄化槽の据付け工事の状況を示す写真

(6)　配管の状況等を示す写真

(7)　かさ上げの状況を示す写真

(8)　設置後の浄化槽の上部及びその周辺の状況を示す写真

(9)　放流先の状況が確認できる写真

(検査)

第8条　浄化槽の設置工事を完了したときは、実地に監督した浄化槽設備士の立会いのもとで、市の職員による完成検査を行うものとする。

(その他)

第9条　この要領で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附　則(平成24年4月1日要領第6号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日等)

1　この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2　第2条中、当分の間とは施行日以後、7年以上とする。

附　則(平成30年4月1日要領第12号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月22日要領第13号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要領の施行の際、現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

別記様式第1号(第5条関係)

補助対象者変更届

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

誓約書

[別紙参照]

別記様式第3号(第5条関係)

特例地域該当証明申請書

[別紙参照]

別記様式第4号(第6条関係)

《チェックリスト》

[別紙参照]